高知県農業負債整理関係資金基本要綱　本文新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
目次 第１　（略） 第２　（略） 第３　借入希望者の手続等 １　借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等 ２・３　（略） 第４　（略） 第５　（略） （参考）負債対策資金の借入手続等 別紙１～３　（略） 別紙４　○年の経営状況報告書（△年目）（個人） ○年の経営状況報告書（△年目）（法人）	目次 第１　（略） 第２　（略） 第３　農業者の手続等 １　経営改善計画書の作成等 ２・３　（略） 第４　（略） 第５　（略） （参考）負債対策資金の借入手続等 別紙１～３　（略） 別紙４　令和○年の経営状況報告書（△年目）（個人） 令和○年の経営状況報告書（△年目）（法人）
第１　（略）	第１　（略）
第２　対象資金等 １　この要綱の対象とする資金は、次に掲げる２資金とし、融資機関は、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。	第２　対象資金等 １　この要綱の対象とする資金は、次に掲げる２資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
２　この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次に掲げるとおりとする。	２　この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次に掲げるとおりとする。
(1)　借入希望者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応できるときは、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難なときは、経営体育成強化資金で対応することを基本とすること。 なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金とを同時に利用するときは、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとすること。	(1)　農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応できるときは、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難なときは、経営体育成強化資金で対応することを基本とすること。 なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金とを同時に利用するときは、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとすること。
(2)　（略）	(2)　（略）
(3)　第３の１の(1)の(ア)の融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第３の１の(1)の(イ)の融資機関のいずれかに確認するとともに、確認結果を記録しておくものとすること。	(3)　第３の１の（４）のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合は、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第３の１の（４）のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとすること。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
第３　借入希望者の手続等 この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、借入希望者の手続等は、次に定めるところによるものとする。	第３　農業者の手続等 この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は、次に定めるところによるものとする。
１　借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等 (1)　借入希望者は、 ア　これまでの経営状況 イ　経営の改善を図るための方針 ウ　経営改善計画の妥当性及び実行可能性 エ　経営改善計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性 等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね５年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする別紙１の(2)又は(3)の経営改善計画書を作成し、別紙２の借入申込書（高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、利用しようとする資金に応じ、次に掲げる融資機関のいずれかに提出するものとすること。 （ア）　経営体育成強化資金 株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合 （イ）　農業経営負担軽減支援資金 県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合 なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。	１　経営改善計画書の作成等 (1)　借入希望者は、 ア　これまでの経営状況はどうなっているのか イ　経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか ウ　経営改善計画は実行可能か エ　経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か 等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね５年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙１の(2)又は(3)により作成し、別紙２による借入申込書（高知県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(4)に定める融資機関に提出するものとすること。 （新設） （新設）
(2)　借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第１２条第１項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）、市町村等に相談を求めることができるものとすること。	(2)　農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第１２条第１項に規定する普及指導センター又は家畜保健衛生所（以下「関係指導所」という。）、市町村等に相談を求めることができるものとすること。
(3)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。	(3)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
（削る。）	(4)　各資金の融資機関は、次のとおりであること。 ア　経営体育成強化資金 株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合 イ　農業経営負担軽減支援資金 県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫及び信用協同組合
2　融資審査 (1)　融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙３の融資審査の考え方を参考として、 （削る。） ア　借入希望者の経営能力等からみた経営改善計画の妥当性及び実行可能性 イ　経営改善計画が実行された場合の収益改善見込み及び借入金の返済確実性 ウ　農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他リスク対応策の妥当性 について、責任を持って判断するものとすること。	2　融資審査 (1)　融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙３の融資審査の考え方を参考として、 ア　経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか イ　農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか ウ　経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか エ　当該作物の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているかを責任を持って判断するものとすること。
(2)　融資機関は、(1)の判断に際して借入希望者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関（県、関係指導所、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。））の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して関係機関の意見を聴くものとすること。	(2)　融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとすること。
(3)　融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・借入金の返済確実性に疑問がある場合は、借入希望者に対し、１年間関係指導所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）。	(3)　融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合は、農業者に対し、１年間関係指導所等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、１年後に再度判断を行うものとすること。
(4)　融資機関は、３の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。	（新設）

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
3　債権保全措置 (1)　融資機関が債権保全措置を行う場合には、当該融資機関（必要に応じて基金協会を含む。）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とすること。 なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとすること。 （注）基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の経営体育成強化資金には、付することができない。	3　債権保全措置 (1)　債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会とする。）と農業者との協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、保証人については、法人への融資に際しての当該法人の役員等実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則とすること。 （注）基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の経営体育成強化資金には、付することができない。
(2)　（略）	(2)　（略）
（削る。）	(3)　(1)及び(2)に掲げる債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられるときには、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とすること。 また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合は、当該農業者に対し、1年間関係指導所等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとすること。
第4　融資機関の手続等 1　融資機関の手続 (1)　借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(1)で定める(ア)又は(イ)の融資機関は、必要に応じ、同(1)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録により送付し、連携して手続を進めるものとすること。	第4　融資機関の手続等 1　融資機関の手続 (1)　借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)に定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付し、連携して手続を進めるものとすること。
(2)・(3)・(4)　（略）	(2)・(3)・(4)　（略）
(5)　融資機関は、借入希望者からの関係書類を受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。）してから1月半以内に全ての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとすること。	(5)　融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1月半以内に全ての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとすること。
(6)　融資機関は、融資を行わないときは、経営改善計画総括表又はその他の適切な方法により、借入希望者に対してその理由を説明するものとすること。	(6)　融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の(1)の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとすること。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
2　経営診断手続 (1)　この要綱の対象となる資金の融通に係る経営診断の実施機関は、知事が別に定める高知県農業負債整理関係資金融資審査会（以下「審査会」という。）とすること。 (2)　(1)の経営診断の実施機関は、１の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙１の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとすること。 3　融資実行後の措置 (1)　融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとすること。 (2)　借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙４又は別紙４を参考にして融資機関が定める様式による経営状況報告書により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。 (3)　融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合は、関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとすること。 (4)　（略） (5)　借入者が、経営改善計画期間中に事業内容を大幅に変更しようとするときは、融資機関が再度審査会に経営診断を依頼するものとすること。 4　民事再生手続との関係 (1)　借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合は、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとすること。 (2)　（略） 第５　その他 １　融資の運用に当たって、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう、十分に注意するものとする。 ２　（略） ３　融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合は、借入希望者に対し、第４の１の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙２）により同意を求めるものとする。	2　経営診断手続 (1)　この要綱の対象となる資金の融通に係る経営診断の実施機関は、知事が別に定める高知県農業負債整理関係資金融資審査会（以下「審査会」という。）とすること。 (2)　(1)の経営診断の実施機関は、１の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙１の(1)の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとすること。 3　融資実行後の措置 (1)　融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとすること。 (2)　借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙４により、経営状況を融資機関に報告しなければならないこと。 (3)　融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合は、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとすること。 (4)　（略） (5)　借入者が、経営改善計画期間中に事業内容を大幅に変更しようとするときは、融資機関が再度審査会に経営診断を依頼するものとすること。 4　民事再生手続との関係 (1)　農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合は、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとすること。 (2)　（略） 第５　その他 １　融資の運用に当たって、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう、十分に注意するものとする。 ２　（略） ３　融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合は、借入希望者に対し、第４の１の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙２）により同意を求めるものとする。

改　正　後（新）	改　正　前（旧）
附　　則　（略） 附　　則 １　この要綱は、令和８年 10 月 30 日から施行する。 ２　この要綱の施行による改正前の様式については、県が認めた期間に限り、これを使用することができる。	附　　則　（略） （新設）

改　正　後（新）

別紙１の（１）

別紙1の（1）

経営改善計画総括表

・融資機関が記載

農業負債整理関係資金借入申込者　氏名

	融資機関記載欄	経営診断機関記載欄
1　これまでの経営状況はどうなっているのか		
(1) 経営者の能力：経営マインド／技術レベル／単収／品質・単価／規模／コスト／家計費／etc.（自然災害や価格動向等（リスク）への備えに関する課題がある場合）	・地域の平均並み・平均より優れている ・平均より劣っている、で記入してください	
（2）経営上の問題点	・（１）を踏まえて記入してください	
（3）負債償還に支障を来した原因	・外部要因か経営内部要因かをよく分析した上で具体的に記入してください	
2　経営改善計画の妥当性及び実行可能性	・現状から見て実現可能か ・過大な投資となっていないか	
3　収益改善見込み及び借入金の返済確実性	・計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ・償還は可能か ・単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか	
債権保全措置 担保提供　千円 農業信用基金協会保証　有　・　無		
融資額　千円		
融資機関の判断	融資機関が経営改善計画に基づき判断した結果を記入してください （資金借入希望者に通知）	

改　正　前（旧）

別紙１の（１）

別紙1の（1）

経営改善計画総括表

・融資機関が記載

農業負債整理関係資金借入申込者　氏名

	融資機関記載欄	経営診断機関記載欄
1　これまでの経営状況はどうなっているのか		
(1) 経営者の能力：経営マインド／技術レベル／単収／品質・単価／規模／コスト／家計費／etc.（自然災害や価格動向等（リスク）への備えに関する課題がある場合）	・地域の平均並み・平均より優れている ・平均より劣っている、で記入してください	
（2）経営上の問題点	・（１）を踏まえて記入してください	
（3）負債償還に支障を来した原因	・外部要因か経営内部要因かをよく分析した上で具体的に記入してください	
2　経営の改善を図るためにどの点をどのように改善していくのか	・１の（１）、（２）を踏まえて記入してください 販売高アップ 単収アップ 単価アップ 規模拡大 コスト削減	
3　経営改善計画は実行可能か	・現状から見て実現可能か ・過大な投資となっていないか	
4　計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か	・計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ・償還は可能か ・単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか	
債権保全措置 担保提供　千円 農業信用基金協会保証　有　・　無		
融資額　千円		
融資機関の判断	融資機関が経営改善計画に基づき判断した結果を記入してください （資金借入希望者に通知）	

改　正　後（新）

別紙１の（２）

別紙1の(2)

経営改善計画書（個人）

融資機関　　御中

住所

氏名

年　月　日

1　計画期間　　年度から　　年度まで

2　家族構成等

氏名	続柄	年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況

（注）農業後継者は、氏名に〇印を記入してください。また、農業後継者及び従事者以外の家族については、氏名の記入は不要です。

常時雇用	人	臨時雇用	人

3　経営規模

田	（うち借地）	a（	a）
畑	（うち借地）	a（	a）
樹園地	（うち借地）	a（	a）
採草放牧地	（うち借地）	a（	a）
施設面積	（うち借地）	棟	㎡
常時飼養家畜		種類	頭、羽

（添付書類）最近3年の青色申告書、農協の組合員勘定等

改　正　前（旧）

別紙１の（２）

別紙1の(2)

経営改善計画書（個人）

〇〇農業協同組合　等
株式会社日本政策金融公庫　　御中

住所

氏名

年　月　日

1　計画期間　　年度から　　年度まで

2　家族構成等

氏名	続柄	年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況

（注）農業後継者は、氏名に〇印を記入してください。また、農業後継者及び従事者以外の家族については、氏名の記入は不要です。

常時雇用	人	臨時雇用	人

3　経営規模

田	（うち借地）	a（	a）
畑	（うち借地）	a（	a）
樹園地	（うち借地）	a（	a）
採草放牧地	（うち借地）	a（	a）
施設面積	（うち借地）	棟	㎡
常時飼養家畜		種類	頭、羽

（添付書類）最近3年の青色申告書、農協の組合員勘定等

改　正　後（新）

1．経営実績

（1）経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績等

			3年前	2年前	前年	
農業収入						
	（記入例）	共済加入の有無				
	水　稲	有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
	収入保険の加入の有無　有・無					
	作業受託収入					
	その他（　　）					
農業経営費						
	原材料費					
	施設機械費					
	うち減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
	支払利息					
	支払地代					
	その他					
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金（元本）						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債（短期）						
農業負債（長期）						
農外負債						
計						

	3年前	2年前	前年
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			

（注）変動理由は災害、病害等簡潔に記載

前年の農家総所得A	千円
前年の農業所得B	千円
B／A	%

農業収入には、制度受取金等（農業共済、産地づくり交付金、販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金）を含む。

単収で技術レベルを判断

単価（品質）で技術レベルを判断

主要な作目別に記入してください
（加工・販売、農作業受託等も記入）

農機具、修繕費等、単年度の費用として計上するもの

農業関係に係る借入金の利息

農外事業関係に係る借入金の利息を含む

→（事業収入、給与、受取小作料、受取利息等）－農外支出

→年金、祝金等

→農家総所得＋減価償却費－家計費－租税公課

農業関係の借入金の元本
＋
農外事業関係の借入金の元本

固定資産として計上し、単年度の費用としては計上しないもの

（2）経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）

項目	金額	算出基礎
資産計		
預金（共済等の積立金）		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計		
農業負債（短期）		
農業負債（長期）		
農外負債		
その他		
正味資産		
保証債務		

算出基礎は妥当か
（近傍類似価格、家畜相場等）

資産－負債

保証人になっている額

改　正　前（旧）

1．これまでの経営状況はどうなっているのか（経営実績）

（1）経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績等

			3年前	2年前	前年	
農業収入						
	（記入例）	共済加入の有無				
	水　稲	有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
		共済加入の有無	経営規模			
		有 □	生産量			
		無 □	売上高			
	収入保険の加入の有無　有・無					
	作業受託収入					
	その他（　　）					
農業経営費						
	原材料費					
	施設機械費					
	うち減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
	支払利息					
	支払地代					
	その他					
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金（元本）						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						
農業負債（短期）						
農業負債（長期）						
農外負債						
計						

	3年前	2年前	前年
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			

（注）変動理由は災害、病害等簡潔に記載

前年の農家総所得A	千円
前年の農業所得B	千円
B／A	%

農業収入には、制度受取金等（農業共済、産地づくり交付金、販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金）を含む。

単収で技術レベルを判断

単価（品質）で技術レベルを判断

主要な作目別に記入してください
（加工・販売、農作業受託等も記入）

農機具、修繕費等、単年度の費用として計上するもの

農業関係に係る借入金の利息

農外事業関係に係る借入金の利息を含む

→（事業収入、給与、受取小作料、受取利息等）－農外支出

→年金、祝金等

→農家総所得＋減価償却費－家計費－租税公課

農業関係の借入金の元本
＋
農外事業関係の借入金の元本

固定資産として計上し、単年度の費用としては計上しないもの

（2）経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）

項目	金額	算出基礎
資産計		
預金（共済等の積立金）		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計		
農業負債（短期）		
農業負債（長期）		
農外負債		
その他		
正味資産		
保証債務		

算出基礎は妥当か
（近傍類似価格、家畜相場等）

資産－負債

保証人になっている額

改　正　後（新）

（3）経営上の特徴、工夫しているところ等があれば記入してください。

（4）経営上の問題点は何か

項目	問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
販売方法	
家計費	
その他	

・本人が経営上の課題を主体的に把握しているか
・経営マインドはあるか

（注）各項目に、具体的内容を記入してください。
なお、自然災害、価格動向の変動等（リスク）への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

（5）負債償還に支障を来した原因は何か。

2．経営改善方針

（1）経営改善を図るための方策（1の（4）の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記入してください。）

農業経営改善を図るための方策例

・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、
生産コストの削減、生活費の削減等

改　正　前（旧）

（3）経営上の特徴、工夫しているところ等があれば記入してください。

（4）経営上の問題点は何か

項目	問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
販売方法	
家計費	
その他	

・本人が経営上の課題を主体的に把握しているか
・経営マインドはあるか

（注）各項目に、具体的内容を記入してください。
なお、自然災害、価格動向の変動等（リスク）への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

（5）負債償還に支障を来した原因は何か。

2．経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か。

（1）経営改善を図るための方策（1の（4）の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記入してください。）

農業経営改善を図るための方策例

・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、
生産コストの削減、生活費の削減等

改　正　後（新）

3. 収支計画、償還計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業粗収入							
（記入例）水稲	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
収入保険の加入の有無　有・無							
作業受託収入							
その他（　　）							
農業経営費							
原材料費							
施設機械費							
	うち減価償却費						
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源　A							
設備投資計画　B							
資金調達							
元金償還							
資金計画　C							
差引余剰　D（A－B＋C）							
農業負債残高（短期）							
農業負債残高（長期）							
農外負債残高							
負債残高合計							

改　正　前（旧）

3. 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業粗収入							
（記入例）水稲	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
	経営規模						
	生産量						
	売上高						
収入保険の加入の有無　有・無							
作業受託収入							
その他（　　）							
農業経営費							
原材料費							
施設機械費							
	うち減価償却費						
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還金（元本）							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債（短期）							
農業負債（長期）							
農外負債							
計							

改　正　後（新）

別紙１の（３）

別紙1の(3)

経営改善計画書(法人)

融資機関　　御中

住所

法人名・代表者

年　月　日

1　計画期間　　年度から　　年度まで

2　法人の概要

設立年月	年　月	資本金	千円

構成員氏名	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

構成戸数	戸	常時雇用	人	臨時雇用	人

3　経営規模

田	（うち借地）	a（　a）
畑	（うち借地）	a（　a）
樹園地	（うち借地）	a（　a）
採草放牧地	（うち借地）	a（　a）
施設面積	（うち借地）	棟　㎡
常時飼養家畜		種類　頭、羽

（添付書類）最近3年の決算書（付属明細書を含む）

改　正　前（旧）

別紙１の（３）

別紙1の(3)

経営改善計画書(法人)

〇〇農業協同組合　等
株式会社日本政策金融公庫　　御中

住所

法人名・代表者

年　月　日

1　計画期間　　年度から　　年度まで

2　法人の概要

設立年月	年　月	資本金	千円

構成員氏名	年齢	役職担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

構成戸数	戸	常時雇用	人	臨時雇用	人

3　経営規模

田	（うち借地）	a（　a）
畑	（うち借地）	a（　a）
樹園地	（うち借地）	a（　a）
採草放牧地	（うち借地）	a（　a）
施設面積	（うち借地）	棟　㎡
常時飼養家畜		種類　頭、羽

（添付書類）最近3年の決算書（付属明細書を含む）

改　正　後（新）

1. 経営実績

（1）経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績等

	3年前	2年前	前年
農業収入			
（記入例）水　稲　有 □ 無 □ 共済加入の有無			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
収入保険の加入の有無　有・無			
作業受託収入			
その他（　　）			
売上原価			
期首商製品棚卸高			
当期商品仕入高			
当期製品製造原価			
材料費			
労務費			
賃借料			
その他経費			
（減価償却）			
期末商製品棚卸高			
売上総利益			
販売費・一般管理費			
役員報酬			
その他人件費			
出荷販売経費			
減価償却費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
支払利息			
経常利益			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			
償還財源			
償還金（元本）			
差引余剰			
施設・機械等の設備投資			
農業負債（短期）			
農業負債（長期）			
農外負債			
計			

	3年前	2年前	前年
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			

（注）変動理由は災害、病害等簡潔に記載

法人の前年売上高　A	千円
農業に係る前年の売上高　B	千円
A／B	%

農業に係る売上高には、①自ら行う農業に関連する事業であって農畜産物を原材料とする製造、加工等の事業の他に②販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策も含む。

単収で技術レベルを判断

単価（品質）で技術レベルを判断

主要な作目別に記入してください
（加工・販売、農作業受託等も記入）

農業関係に係る借入金の利息
＋
農外事業関係に係る借入金の利息

農業関係の借入金の元本
＋
農外事業関係の借入金の元本

→税引後当期利益＋減価償却費－償還金

固定資産として計上し、単年度の費用としては計上しないもの

（2）経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）

項目	金額	主な勘定内訳
流動資産		預貯金（　　）、売掛金（　　）、受取手形（　　）、棚卸（　　）
固定資産		土地（　　）、建物（　　）
繰延資産		
資産合計		
流動負債		短期借入金（　　）、買掛金（　　）、支払手形（　　）
固定負債		長期借入金（　　）
資本		資本金（　　）、法定準備金（　　）、剰余金（　　）

保証債務	

第三者のために保証人になっている額及びその明細

参考：法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額　　千円

改　正　前（旧）

1. これまでの経営状況はどうなっているのか（経営実績）

（1）経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績等

	3年前	2年前	前年
農業収入			
（記入例）水　稲　有 □ 無 □ 共済加入の有無			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
経営規模			
生産量			
売上高			
収入保険の加入の有無　有・無			
作業受託収入			
その他（　　）			
売上原価			
期首商製品棚卸高			
当期商品仕入高			
当期製品製造原価			
材料費			
労務費			
賃借料			
その他経費			
（減価償却）			
期末商製品棚卸高			
売上総利益			
販売費・一般管理費			
役員報酬			
その他人件費			
出荷販売経費			
減価償却費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
支払利息			
経常利益			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			
償還財源			
償還金（元本）			
差引余剰			
施設・機械等の設備投資			
農業負債（短期）			
農業負債（長期）			
農外負債			
計			

	3年前	2年前	前年
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			
単収			
単価			
変動理由			

（注）変動理由は災害、病害等簡潔に記載

法人の前年売上高　A	千円
農業に係る前年の売上高　B	千円
A／B	%

農業に係る売上高には、①自ら行う農業に関連する事業であって農畜産物を原材料とする製造、加工等の事業の他に②販売数量に応じて支払われる各種経営安定対策も含む。

単収で技術レベルを判断

単価（品質）で技術レベルを判断

主要な作目別に記入してください
（加工・販売、農作業受託等も記入）

農業関係に係る借入金の利息
＋
農外事業関係に係る借入金の利息

農業関係の借入金の元本
＋
農外事業関係の借入金の元本

→税引後当期利益＋減価償却費－償還金

固定資産として計上し、単年度の費用としては計上しないもの

（2）経営力を背景とした財務内容（資産負債バランス）

項目	金額	主な勘定内訳
流動資産		預貯金（　　）、売掛金（　　）、受取手形（　　）、棚卸（　　）
固定資産		土地（　　）、建物（　　）
繰延資産		
資産合計		
流動負債		短期借入金（　　）、買掛金（　　）、支払手形（　　）
固定負債		長期借入金（　　）
資本		資本金（　　）、法定準備金（　　）、剰余金（　　）

保証債務	

第三者のために保証人になっている額及びその明細

参考：法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額　　千円

改　正　後（新）

（3）経営上の特徴、工夫しているところ等があれば記入してください。

（4）経営上の問題点は何か。
（営農類型　：　　）

項目	問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	
加工流通	
その他	

・代表者が経営上の課題を主体的に把握しているか
・経営マインドはあるか

（注）各項目に、具体的内容を記入してください。
なお、自然災害、価格動向の変動等（リスク）への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

（5）負債償還に支障を来たした原因は何か。

2. 経営改善方針
（1）経営改善を図るための方策（1の（4）の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記入してください。）

農業経営改善を図るための方策例

・販売高の引上げ（単収アップ、単価アップ、規模拡大）、
生産コストの削減等

改　正　前（旧）

（3）経営上の特徴、工夫しているところ等があれば記入してください。

（4）経営上の問題点は何か。
（営農類型　：　　）

項目	問題点
技術レベル	
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	
加工流通	
その他	

・代表者が経営上の課題を主体的に把握しているか
・経営マインドはあるか

（注）各項目に、具体的内容を記入してください。
なお、自然災害、価格動向の変動等（リスク）への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

（5）負債償還に支障を来たした原因は何か。

2. 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か。
（1）経営改善を図るための方策（1の（4）の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記入してください。）

農業経営改善を図るための方策例

・販売高の引上げ（単収アップ、単価アップ、規模拡大）、
生産コストの削減等

改　正　後（新）

3. 収支計画、償還計画

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業粗収入								
	（記入例）	経営規模						
	水　　稲	生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	収入保険の加入の有無　有・無							
	作業受託収入							
	その他（　　）							
売上原価								
	期首商製品棚卸高							
	当期商品仕入高							
	当期製品製造原価							
		材料費						
		労務費						
		賃借料						
		その他経費						
		（減価償却）						
	期末商製品棚卸高							
売上総利益								
販売費・一般管理費								
	役員報酬							
	その他人件費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源　A								
設備投資計画　B								
資金調達								
元金償還								
資金計画　C								
差引余剰　D(A-B+C)								
短期借入金残高								
長期借入金残高								
借入金残高合計								

改　正　前（旧）

3. 計画が実行された場合に収益はどうなるか、融資返済は可能か

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目
農業粗収入								
	（記入例）	経営規模						
	水　　稲	生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	収入保険の加入の有無　有・無							
	作業受託収入							
	その他（　　）							
売上原価								
	期首商製品棚卸高							
	当期商品仕入高							
	当期製品製造原価							
		材料費						
		労務費						
		賃借料						
		その他経費						
		（減価償却）						
	期末商製品棚卸高							
売上総利益								
販売費・一般管理費								
	役員報酬							
	その他人件費							
	出荷販売経費							
	減価償却費							
営業利益								
営業外利益								
営業外費用								
	支払利息							
経常利益								
税引前当期利益								
法人税等充当額								
税引後当期利益								
償還財源								
償還金（元本）								
差引余剰								
施設・機械等の設備投資								
農業負債（短期）								
農業負債（長期）								
農外負債								
計								

改　正　後（新）

別紙３

別紙３

融資審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備　考
1　これまでの経営状況	○　経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か。 ○　経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか。（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○　経営上の問題点は何か。 ○　経営内容が悪くなった理由は何か。	必要に応じ関係指導所、市町村等に照会
2　経営改善計画妥当性及び実行可能性	○　経営改善計画の実行により、確実に経営改善が図られるか。 ○　経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか。 ○　経営改善計画の内容が過大投資になっていないか。	同上
3　収益改善見込み及び借入金の返済確実性	○　収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか。 ○　償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて判断） ○　収支計画において、単年度の収支（差引余剰）はプラスになっているか。マイナスの場合、補填する見通しはあるか。 ○　農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか。 ○　個人経営体について、農作業事故等のリスクに対して労働災害補償保険に加入するなど、労働法制に係る取組が遵守されているか。	同上

改　正　前（旧）

別紙３

別紙３

融資審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備　考
1　これまでの経営状況はどうなっているのか。	○　経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か。 ○　経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか。（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○　経営上の問題点は何か。 ○　経営内容が悪くなった理由は何か。	必要に応じ関係指導所、市町村等に照会
2　経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか。	○　その点を改善すれば確実に経営改善が図られるか。	同上
3　経営改善計画は実行可能か。	○　経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか。　※ ○　改善計画の内容が過大投資になっていないか。	同上
4　計画が実行された場合に収益はどうなるか。融資返済は可能か。	○　収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか。 ○　償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて判断） ○　農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか。	同上

※　農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、１年間、関係指導所等の指導を受け、１年後に再度判断するものとする。

改　正　後（新）

別紙４

別紙4
〇年の経営状況報告書（△年目）　　（個人）

年 月 日

融資機関あて

本人氏名
（指導担当者氏名　　）

この欄のみ記入（他の欄は融資機関が予め記入）してください

（金額単位：千円）

区分		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画／実績 b／a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
農業収入								
（記入例）水　稲	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
収入保険の加入の有無　有・無								
作業受託収入								
その他（　　）								
農業経営費								
原材料費								
施設・機械								
	うち減価償却費							
出荷販売経費								
雇用労賃								
支払利息								
支払地代								
その他								
農業所得								
農外所得								
年金被贈等								
農家総所得								
家計費								
租税公課								
償還財源　A								
設備投資計画　B								
資金調達								
元金償還								
資金計画　C								
差引余剰　D(A－B＋C)								
農業負債残高（短期）								
農業負債残高（長期）								
農外負債残高								
負債残高合計								

この欄は自動計算

前年実績に対する自己評価

（添付書類）　前年の青色申告書、農協の組合員勘定

改　正　前（旧）

別紙４

別紙4
令和〇年の経営状況報告書（△年目）　　（個人）

年 月 日

融資機関あて

本人氏名
（指導担当者氏名　　）

この欄のみ記入（他の欄は融資機関が予め記入）してください

（金額単位：千円）

区分		前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画／実績 b／a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
農業収入								
（記入例）水　稲	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
	経営規模							
	生産量							
	売上高							
収入保険の加入の有無　有・無								
作業受託収入								
その他（　　）								
農業経営費								
原材料費								
施設・機械								
	うち減価償却費							
出荷販売経費								
雇用労賃								
支払利息								
支払地代								
その他								
農業所得								
農外所得								
年金被贈等								
農家総所得								
家計費								
租税公課								
償還財源								
償還金(元本)								
差引余剰								
施設・機械等の設備投資								
農業負債（短期）								
農業負債（長期）								
農外負債								
計								

この欄は自動計算

前年実績に対する自己評価

（添付書類）　前年の青色申告書、農協の組合員勘定

改　正　後（新）

別紙４

別紙4
〇年の経営状況報告書（△年目）　　（法人）

年 月 日

融資機関あて

法人名・代表者名
（指導担当者氏名　　）

（金額単位：千円）

区分			前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画／実績 b／a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
売上									
	（記入例）水　稲	経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
	収入保険の加入の有無 有・無								
	作業受託収入								
	その他（　　）								
売上原価									
	期首商製品棚卸高								
	当期商品仕入高								
	当期製品製造原価								
		材料費							
		労務費							
		賃借料							
		その他経費							
		（減価償却）							
	期末商製品棚卸高								
売上総利益									
販売費・一般管理費									
	役員報酬								
	その他人件費								
	出荷販売経費								
	減価償却費								
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
	支払利息								
経常利益									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源　A									
設備投資計画　B									
資金調達									
元金償還									
資金計画　C									
差引余剰　D(A−B＋C)									
短期借入金残高									
長期借入金残高									
借入金残高合計									

前年実績に対する自己評価

（添付書類）　決算書

改　正　前（旧）

別紙４

別紙4
令和〇年の経営状況報告書（△年目）　　（法人）

年 月 日

融資機関あて

法人名・代表者名
（指導担当者氏名　　）

（金額単位：千円）

区分			前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画／実績 b／a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
売上									
	（記入例）水　稲	経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
		経営規模							
		生産量							
		売上高							
	収入保険の加入の有無 有・無								
	作業受託収入								
	その他（　　）								
売上原価									
	期首商製品棚卸高								
	当期商品仕入高								
	当期製品製造原価								
		材料費							
		労務費							
		賃借料							
		その他経費							
		（減価償却）							
	期末商製品棚卸高								
売上総利益									
販売費・一般管理費									
	役員報酬								
	その他人件費								
	出荷販売経費								
	減価償却費								
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
	支払利息								
経常利益									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源									
償還金（元本）									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債（短期）									
農業負債（長期）									
農外負債									
計									

前年実績に対する自己評価

（添付書類）　決算書